3　国家公務員法の改正（第三条関係）
国家公務員法に定める特別職の職に「国家安全保障局長」を加えることとした。
4　特別職の職員の給与に関する法律の改正（第四条関係）
特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲に「国家安全保障局長」を加え、国家安全保障局長の俸給を定めることとした。
5　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（法律第九〇号）（文部科学省）

1　公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給の対象とすることとした。（第三条第一項関係）
2　保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者については、就学支援金を支給しないこととした。（第三条第二項第三号関係）
3　受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならないこととし、正当な理由がなく当該届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができることとした。（第九条及び第一七条関係）
4　この法律は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇裁判官の配偶者同行休業に関する法律（法律第九一号）（法務省）

1　この法律は、配偶者同行休業の制度を設けることにより、裁判官の継続的な勤務を促進し、もって裁判事務等の円滑な運営に資することを目的とすることとした。（第一条関係）
2　定義
㈠　この法律にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとすることとした。（第二条第一項関係）
㈡　この法律において「配偶者同行休業」とは、裁判官が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、職務に従事しないことをいうこととした。（第二条第二項関係）
3　配偶者同行休業
㈠　配偶者同行休業の承認
(1)　最高裁判所は、裁判官が配偶者同行休業を請求した場合において、裁判事務等の運営に支障がないと認めるときは、三年を超えない範囲内の期間に限り、当該裁判官が配偶者同行休業をすることを承認することができることとした。（第三条第一項関係）
(2)　配偶者同行休業の請求は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該裁判官の配偶者が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならないこととした。（第三条第二項関係）
㈡　配偶者同行休業の期間の延長
配偶者同行休業をしている裁判官は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が三年を超えない範囲内において、最高裁判所に対し、配偶者同行休業の期間の延長を請求することができ、当該延長は、特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとすることとした。（第四条関係）
㈢　配偶者同行休業の効果
配偶者同行休業をしている裁判官は、裁判官としての身分を保有するが、その配偶者同行休業の期間中報酬その他の給与を受けないこととした。（第五条関係）
㈣　配偶者同行休業の承認の失効等
(1)　配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている裁判官が裁判官弾劾法第三九条の規定により職務を停止された場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該配偶者同行休業をしている裁判官の配偶者でなくなった場合には、その効力を失うこととした。（第六条第一項関係）
(2)　最高裁判所は、当該配偶者同行休業をしている裁判官から配偶者同行休業の承認の取消しの申出があった場合又は当該配偶者同行休業をしている裁判官が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった場合には、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとすることとした。（第六条第二項関係）
㈤　配偶者同行休業をした裁判官についての国家公務員退職手当法の特例
配偶者同行休業をした期間についての国家公務員退職手当法の規定の適用については、その期間を在職期間から除算することとした。（第七条関係）
4　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇交通政策基本法（法律第九二号）（国土交通省）

1　目的
この法律は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）
2　基本理念
㈠　交通に関する施策は、交通が、将来にわたって、その機能が十分に発揮されることにより、国民等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという認識の下に行われなければならないこととした。（第二条関係）
㈡　交通に関する施策の推進は、交通の機能の確保及び向上が図られることを旨として行われなければならないこととするとともに、その場合には、大規模な災害による交通の機能の低下の抑制及びその迅速な回復に資するとともに、当該災害の発生時における避難のための移動に的確に対応し得るものとなるように配慮しなければならないこととした。（第三条関係）
㈢　交通に関する施策の推進は、交通による環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならないこととした。（第四条関係）
㈣　交通に関する施策の推進は、徒歩、自転車、自動車その他の手段による交通が、それぞれの特性に応じて適切に役割を分担し、かつ、有機的かつ効率的に連携することを旨として行われなければならないこととした。（第五条関係）
㈤　交通に関する施策の推進は、まちづくり、観光立国の実現その他の観点を踏まえ、当該施策相互間の連携等を図りながら、国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者、住民その他の関係者が連携し、及び協働しつつ、行われなければならないこととした。（第六条関係）
㈥　交通の安全の確保に関する施策については、交通安全対策基本法等で定めるところによるものとするとともに、交通に関する施策の推進に当たっては、交通の安全の確保に関する施策との十分な連携が確保されなければならないこととした。（第七条関係）
3　責務等
㈠　国の責務
国は、基本理念にのっとり、交通に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとすることとした。（第八条関係）
㈡　地方公共団体の責務
地方公共団体は、基本理念にのっとり、交通に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとすることとした。（第九条関係）
㈢　交通関連事業者等の責務
交通関連事業者及び交通施設管理者は、その業務を適切に行うよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する交通に関する施策に協力するよう努めるもの等とすることとした。（第一〇条関係）